

建築士法

士業

- 専門知識
技術の担保
- コンプライアンス

◦ 品位

取消の要件

建築基準法 / 建築士法
... etc 関係法令

⇒ 罰金以上 (有罰判決)

■ 過料 OK

④ 執行猶予

その他の法律 ⇒ ロ-ヤに入ったら out...!!

独占業務

- ① 設計
- ② (工事) 監理

工事が設計図と照合し
確認ある

お金もらって仕事をする場合
建築士事務所に所属

も3w作ってもOK

④ 開設者 ⇒ 建築士じゃなくてもOK

建築士事務所

管理建築士

実務経験

年以上

A B C D

実務 年以上

構造 1級
設備 1級

定期講習

年以内

客

■ 重要事項の説明

構造

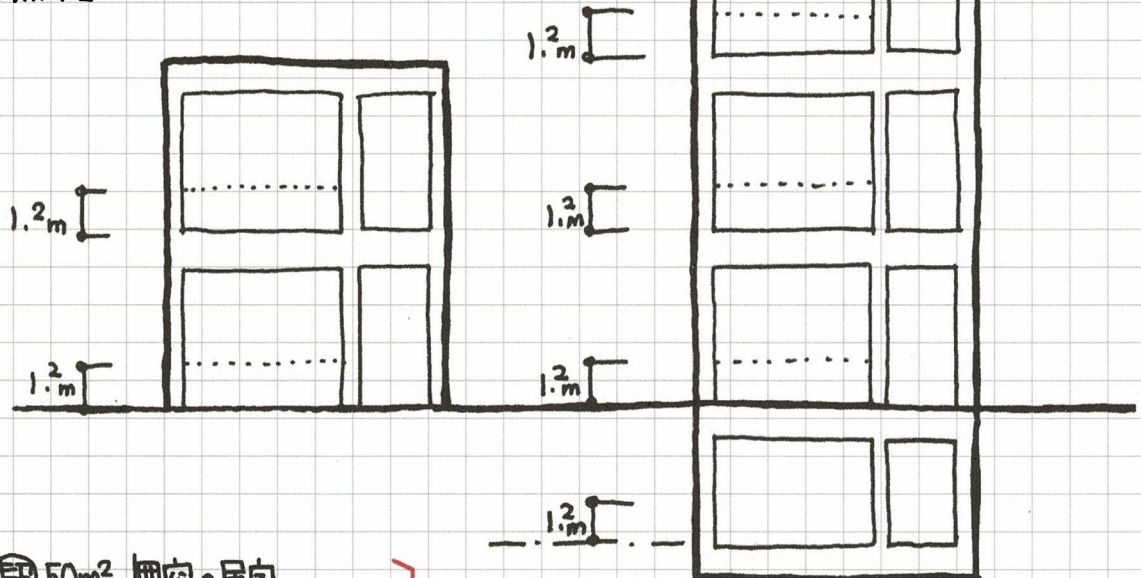
設備

電気

内装制限は暗記せよ!!

内装制限を受ける特殊建築物

(一) 難燃材 …



- ⑤ 50m² 無窓の居室
- 地階 + 特建
- 車庫・自動車修理工場
- 調理室

But {

- (兼用) 住宅の最上階
- 耐火構造

★ 「用途」 vs 「規模」

- ① 用途でチェック!!
- ② 規模でチェック!!
- ③ 除外(緩和/読替)をチェック!!

Point 大規模建築物の居室の天井(2項・3項)

【関連】 延べ面積10,000m²、高さ60m、地上15階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。

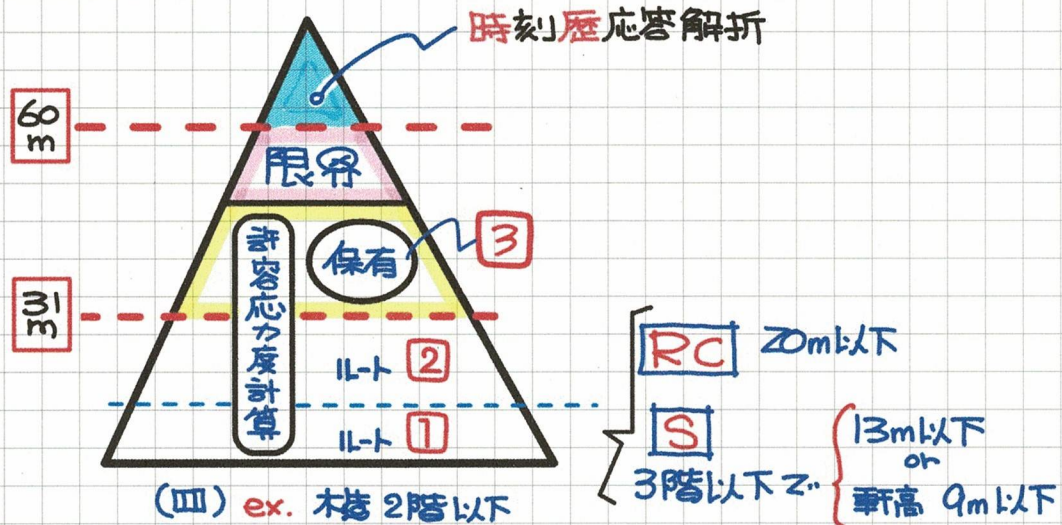
(正・誤)

【構造耐力】■法20条(1項)■

一号	超60m
二号	60m以下 / 大規模
三号	60m以下 / 小規模
四号	三号以外の小規模

■法6条の3「構造計算適合判定」■

■建築士法20条の2「構造一級の関与」■



■除外(ただし書き)■

31m以下の構造計算が比較的容易な建築物は
 所定の要件を備えた建築主事又は確認検査員が
 確認審査を行う場合は、適合性判定の対象と
 ならない。

【積載荷重】■令85条2項■

- ★ 教室の柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、建築物の実況によらないで積載荷重を計算する場合、床の積載荷重として採用する数値は、柱のささえる床の数が3のときは $1,800\text{N/m}^2$ とすることができる。

(正・誤)

【地震力】■令88条1項 / 4項■

- ★ 地上部分の各部分に作用する地震力は、一般に、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に地震層せん断力係数を乗じて計算する。
- ★ 地下部分の各部分に作用する地震力は、一般に、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に水平震度を乗じて計算する。

●【地震力】■令82条の5(1項)■

限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時、暴風時及び地震時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。

(正・誤)